

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県営水道事務所	平成27年7月22日
水道局	平成27年7月23日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

新聞や図書の購入について、物品購入伺がなかった。また、図書の購入で予定価格が3万円を超える契約について、1者からの見積徴収で足りる理由を付記していないものがあった。（県営水道事務所）

イ 手当について

特殊勤務手当について、手当の種類を誤って入力したため、額を誤って支給したものがあつた。（県営水道事務所）

ウ 契約について

(ア) 警備業務委託について、成果の報告書に記載している3月分の履行確認の日付が翌年度の4月になっているものがあった。また、毎月の成果の報告書に提出日の記載がなく、この場合は、受付印等により提出のあつた日を明らかにしておく必要がある。（県営水道事務所）

(イ) 燃料油類等の単価契約書について、契約期間や品名の記載を誤っているものがあった。（県営水道事務所）

(ウ) 薬品の単価契約に係る見積徴収において、提出者の記名押印のない見積書があつた。また、採用した見積書の内容を確認した旨の押印のないものがあった。（県営水道事務所）

(3) 検討指示事項

該当事項なし